

平成 1 7 年度
第 2 回 鞍手町行財政改革推進委員会
会 議 録

平成 1 7 年 6 月 2 4 日
於：鞍手町議会議事堂

平成17年度 第2回 鞍手町行財政改革推進委員会

- 1 開催日 平成17年6月24日(金)
- 2 開催時間 開会 9時57分
閉会 11時50分
- 3 開催場所 鞍手町議会議事堂
- 4 出席委員 会長 福本博文
職務代理 宮崎實男
委員 川野高實 添田忠敏
白石修二 許斐英幸
有松弘美 薦野君由
麻生秀生 榊原 紘
武谷位千子 小島美智子
亀井 滋 五百路恵美子
- 5 欠席委員 藤井福吉
- 6 推進本部 鶴崎節男 本松吉憲
松澤 守 後藤幸雄
長友浩一 熊井照明
松尾保則 古野正明
梶栗英弘 津野正繁
檜山 文 吉田正行
阿部 哲 原 繁幸
池口光生 田中正一
小長光隆 志
- 7 事務局 諸富義和 白石秀美
石田正樹
- 8 傍聴者 なし

平成 17 年度 第 2 回 鞍手町行財政改革推進委員会会議

日時：平成 17 年 6 月 24 日（金）

午前 10 時 00 分から

場所：鞍手町議会議事堂

会議次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 会議録署名人の指名

4 議事

（ 1 ）実施段階に至るまでの段階別の取組み内容について（資料 1 5 ）

（ 2 ）第 3 次行政改革の取組みとその検証結果の総括について（資料 1 1 ～資料 1 4 ）

（ 3 ）中間答申の内容の方向性について（資料 1 6 ）

（ 4 ）その他

5 次回の開催予定について

第 3 回会議 日時：平成 年 月 日（ ）

時から

場所：

6 閉会

【議 事】

事務局

おはようございます。定刻には少し早うございますけれども、皆さんお揃いでございますので、ただ今から第2回鞍手町行財政改革推進委員会の会議を開会いたします。会議は、ご案内と一緒に送付させていただいておりました資料、そして今日お配りしております第2回会議次第、そういったものに基づいて進めてまいります。また、前回配布いたしました資料の1から14、それから今回の資料15、16と併せて使用していきますのでどうぞよろしく願いをいたします。携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。また、庁舎内のエアコンにつきましては、経費節減等の関係から若干高めの室温設定にいたしておりますので、職員につきましても上着やネクタイを着用せず、軽装で出席させていただいております。委員の皆様におかれましても、どうぞ、審議のしやすい形で、お願いいたしたいと思っております。

それでは、本日の会議次第の2番目でございます。会長あいさつにまいります。福本会長お願いいたします。

福本会長

おはようございます。大変暑い中ですねご苦労さんでございます。また今あの、事務局の方から申しあげましたとおりですね、クールビズということでございまして、地球温暖化にですね、非常に協力をしてもらっているという形でございます。今日は本当に身軽で、軽装で参加してもらっておりますけれども、会議はですね、どうぞあの真摯に、重要会議でございますので、真摯に行きたいと思っておりますので、どうぞご理解とご協力のほどよろしく願い申しあげましてご挨拶といたします。ありがとうございます。

事務局

ありがとうございました。ここからは、条例の規定によりまして、会長が議長として議事の進行をしていただきます。よろしく願い致します

福本会長

まずですね、議事に入る前にですね、会議録署名人のご指名をさせていただきますけれども、第1回会議の際の申し合わせによりまして、名簿の搭載順に指名することといたしておりますので、本日の会議録署名人は、白石委員さんと許斐委員さんをお願い致します。よろしいですか。

「はい」という声

それでは議事に入ります。括弧1ですね。実施段階に至るまでの段階別の取組み内容について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは座って説明をさせていただきます。先ほど申し遅れておりました。本日、委員の中で、藤井委員さん。どうしても今日のご都合がつかないということで、欠席でございますので、ここでご報告をさせていただきます。

それでは議事の1番の方の説明をさせていただきます。資料につきましては、資料の15をお開きください。それから併せて資料の5の方も見てくださいと思います。まず始めに資料の5の方をちょっと見ていただきたいんですけども、資料の5の方、3枚目、ページでは、2ページになっています。ここの9段目に行政改革大綱の見直しという、括弧1のところがあります。ここで行政組織運営全般について、計画策定Plan、実施Do、検証Check、見直しActionのサイクル、以下PDCAサイクルという。に基づき、不断の点検を行いつつ、本指針を踏まえ、新たな行政改革大綱等の策定又は従来の行政改革大綱の見直しを行うこと。というふうに、総務省の指針の中で謳われております。このPDCAというサイクル。これを活用いたしまして、今回の実施段階に至るまでの段階別の取組みについて表にしたのが、資料の15になります。資料の15の方で説明をさせていただきます。

資料がもし、お手元にないようでしたらご連絡ください。

福本会長

1枚の紙ですね。A4の1枚の紙。

事務局

資料の方、よろしいでしょうか。

先ほど、資料5の方で見ていただきました、いわゆるPDCAというサイクル。これが、この資料15の表の右側に書いている4つの部分になります。今回の場合はCから始まっています。Cの検証、それからAction見直し、Plan計画、Do実行という、こういうパターンで進んでまいります。段階的に区切りますと、大きく6つの段階になりますが、PDCAという4つのサイクルの中に、これを組み込んでおります。まず1番目が検証評価という段階になります。これまでの取組みを検証評価し、今後の課題を明確にする段階ということで、今日の議事の2番目の中で、この検証結果については、総括を報告をさせていただきます。2番目の諮問、これは前回終わっているわけなんですけど、これがちょっと順序が違っておりますけども、課題解決のため、新たな行財政改革を推進するにあたり、附属機関としての客観的立場からの意見を求める段階ということで、今回の諮問項目は、前回諮問で行いましたように2項目ございます。3番目になりまして中間答申という部分になります。これがまず、諮問させていただいた部分の1番目になります。中間答申は、委員会が考える行財政改革のあり方の大枠を提示していただく段階というふうに考えております。ここでは鞍手町としての大きな、今後どういう鞍手町にしていくのかというビジョンを見極めながらの改革、この大きな柱をお出しをしていただく段階です。ということでございますので、いわゆる総論の部分の審議ということになるかと思っております。この中間答

申の中では、基本方針と基本目標というものを策定していただくということでお願いをしておりますけれども、基本方針とはどういうものかといえますと、何項目かの基本方針で、今回の改革の、課題解決の大枠の方向性を示していただく。そういった部分になります。前は4つの基本方針がございました。基本目標につきましては、基本方針が目指す、今回の改革の大枠の到達地点、いわゆる到達レベルを示すこと。ということが基本目標だというふうに捉えています。ですから基本方針の方で、改革のいわゆる性質的な部分、そして、基本目標の方で、今回の改革の大きさというものが表現されてくるというふうに考えております。一応、この中間答申の段階まで進みますと次の4の段階。PDCAサイクルでは計画の策定段階になりますが、推進本部の方で大綱案、実施計画案を、この基本方針、基本目標に基づいて作っていくという段階になり、そこでできたものをもう一度この委員会に上げていく。そして、5番の段階で、いわゆる改革しようとする内容を最終的にチェックしていただく。委員会としての意見や提言をする段階。いわゆるここになりますと、各論の部分の、枝葉の部分の審議をしていただくことになります。そして、最終答申によりまして、大綱、実施計画が一応決まってまいりますと、今度は実施段階に入ります。これが6番目になります。推進本部の方で改革を実行する段階ということになります。一巡がこの1番から6番なんですけど、さらに今後の取組みといたしましては、6までいきますと、実行を経たらまた1番に戻って検証評価をして、そして、また新しい課題を見つけて取組んでいくという、こういったサイクルを確立していくという方法で考えております。一応、実施段階に至るまでの段階別の取組みの内容ということで、説明を終わらせていただきます。以上です

福本会長

今ですね、資料の15番ですね。実施段階に至るまでの段階別の取組み内容につきましての説明がございましたけども、何かご質問のある方は挙手でよろしくお願いたいんですが。どうぞ。

榊原委員

今、この順序が示されたわけですが、日程表を見ますとですね、いわゆる大綱の答申をしてから、その実施の最終答申をするまでに、いわゆる期間がですね、ものすごく長くてですね、結果的にはどういったものができるかというようなところが、ちょっと不明確なまま9月の中旬に入っちゃうんじゃないかという思いがするわけです。で、もしその中で、できれば事務局の方で、骨太のものが出来上がった時点で、もう一辺、この推進委員会に図っていただけるとありがたいかなあというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

福本会長

はい。事務局。

事務局

只今ご質問がありました。一応そういった形で整理をさせていただきたいというふうに事務局としても考えておるわけなんですけど、ちょっと私の説明が不十分な点があったかと思うんですけども。

榊原委員

7月の上旬ですね、答申をしてですね、そして、ずっと8月がブランクになってましてね、9月の中では、いわゆるもう成案ができて図するというスケジュールになってますよね。その間、いわゆる事務局の方で検討された骨太のものが出来ればですね、まあ、8月が暑いときではありますかもしれませんが、やっぱりここに図っていただく方がベターじゃないかなという思いがしております。

福本会長

はい、どうぞ。

諸富室長

今あの、榊原委員のご質問でございますが、確かに中間答申のボリュームがどれくらいかというのは、今の状況ではわかりません。中間答申のボリュームの部分でも、そういう形の部分が取れるのかどうか、ということでございましょうが、今、委員の言われるものを十分に踏まえましてですね、その方向で整理をさせていただきたいと考えております。以上です。

福本会長

よろしいですか。他にございますか。よろしいですか。無ければですね、次の議事に進行したいと思っております。

よろしいですか。はい。括弧2番ですね、第3次行政改革の取組みとその検証結果の総括について、事務局の説明を求めます。

諸富室長

私の方から、2番目の議事でございます。第3次行政改革の取組みとその検証結果の総括について、という部分でご説明をしたいと思っております。少し長くなりますので座らせて説明をさせていただきます。私の方から先に送っております資料が、まず資料の13、それと少し大きめの資料の14、これ全部で20ページからなっております。これは大きゅうございますので、なるべく使わないように努力しますが、どうしても使わなければならない場合がございますので、お手元に資料14は置いていただきたいと思います。では早速説明を申し上げます。第3次の行政改革の取組みとその検証結果でございますが、実は、この第3次行政改革は、ご存知のとおり平成13年度から平成17年の、今年度までの5年間だったわけでございます。実際、そのあたりがどうなったという部分を今度検証したわけでございますが、職員でですね、実は、3つの部門。前回もご説明申し上げました、3つの部門についてですね、3月の中旬頃からですね、これに取りかかっておりまして、そして、皆さん、第1回の6月

10日の日の行革委員会の時期に間に合うように努力して、検証結果を取りまとめたわけでございます。具体的にまたお話を申し上げますのでよろしくお願いを申し上げます。まず第3次行政改革は、平成13年度、先ほど申しましたが、起点といたしまして、今年度17年度を目標として、現在、行政改革大綱とその実施計画に基づく取組みを成しているわけでございますが、その総括について、今回説明を申し上げます。その取組みにあたっては、先ほど申しましたように3月中旬から、職員、推進本部ですね、実は、財政、組織機構、それと施設という3部門について、職員で検討委員会を設置いたしまして、大綱及び実施計画の内容について、先ほどご紹介申し上げましたように、約8カ月間検討を重ねまして、その後、平成14年1月に推進委員会への諮問を行いまして、平成14年2月27日付けで、今回生きておりますこの大綱と実施計画の策定に至った訳でございます。前回の、この3次の行政改革大綱と実施計画につきましても、現在も生きてる状況でございます。具体的な取組みにつきましても、策定と同時に開始しましたが、その後、市町村合併の論議を重ねまして、実は、私の方も、平成15年の4月に直轄合併協議会を立ち上げまして、合併論議が進んだ訳でございます。非常に盛り上がってきた部分もございます。市町村合併、ご存知のとおり、行政改革の最大の手法という形が全国的に言われているわけでございますが、各合併関係市町村、行政改革の推進はですね、この合併による改革効果の創出に視点が変わったというような状況でございます。本町といたしましてもですね、実際にそういう状況がありました。それぞれ市町村の改革の取組みは、そういう状況でスローダウンしたというような状況になったわけでございます。しかし、結果、合併には至らなかったという形で、平成17年2月28日でございますが、合併協議会の設置に関するものが1市2町でございましたが、否決になりまして、合併による改革効果を創出することができなかったという状況がございます。行政改革の取組みについては、今回17年度までの分につきましても、非常に一定の効果を上げておる状況もございます。ただあの十分にですね、その取組みに至らなかった項目も非常にあるというわけでございますけども、反省点や、その他取組みの課題が多く残ったというような状況もございます。前回の第1回の推進委員会に新たな大綱及び実施計画の策定につきましても、町長から諮問をいたしたわけでございますが、その前提といたしまして、これまでの取組みの現状を報告させていただきまして、鞍手町の現状を知っていただくことが必要であるという考え方で、それは新たな大綱、実施計画を策定していただくための課題の整理につながるだろうという形で、今回の検証結果の提出をいたしたわけでございます。基本的には皆さんに先ほども申しあげましたが、資料14の第3次行政改革実施計画総括表（検証結果）というものにですね、前回の検証がすべてまとめられているわけでございます。前大綱及び実施計画の策定段階におきまして、改革項目が、実は、財政、組織機構、施設の3部門の面から検討いたした、その検証の結果ですね、検証は3部門から検証したわけですが、見方の違い、財政の見方、組織の見方、という形の見方の違いでですね重複したのももございます。それはあの、ちょっと見ていただきますけども、行政改革の資料14ですね。それで、標題の上に、1番右側にですね、標題がございます。ちょっと色の違う部分でございますが、その標題の関連という部分がございます。そこで番号が何個か付けられています。例えば具

体的に言いますと、上から4行目にですね、関連19、28、とこういうものですね、いろいろ見方の違うという形。 あっ失礼しました。 2ページですね。一番下ですね。これを見ますと行政運営と施設とでは、書き方が違うという形ですね、書き方の違うものがあるという話でございます。ただそういう形で大綱及び実施計画の策定段階においては、改革項目が、先ほど申しました3部門の視点から検討いたしまして、全部で136項目の検証というものがあります。これは先ほど、ちょっと資料に戻りますが、標題の連番、右から2列目、連番というものがございます。ちょっと見ていただきますとですね、総括表の連番ですね。この連番は136項目でございます。この項目で検証をいたしたわけでございます。今回の検証の結果はですね、実は、2つになっております。実施と未実施という形に分類をいたしております。実施に分類されたものについては、実施済みのほかに、部分的に整理ができていたり、継続して実施していくことで少しずつ成果を引き出しているものなど、何らかの取組みがあったもの及び現在取組みの途中であるものも含めてですね、実施という形にいたしております。それともう1つございます。未実施というものに分類をいたしております。これは全く手つかずのもの、手がついていないもののほか、着手はしたが部分的な成果も引き出せなかったものや、改革内容に関する状況の変化によっては、その手法で引き続き実施しても成果が見込めないと思われるようになったものなどという形で、未実施という、この実施と未実施という形のもので、今回の検証結果をいたしておるわけでございます。検証の結果ですが、実施数は全部で97でございます。それと未実施のものは39項目で、実施に分類した97項目においては、その実施内容は様々であり、また、複雑なものもありますし、かなりの成果をあげている場合もあります。成果をあげているものもあるわけございまして、さらなる課題が発生した。また、今後新たな取組みが必要となったケースもございます。ですから、実施イコール改革の完了という形にはなっていないわけでございます。でも、先ほど申しましたように、かなり成果を上げたものもあるという形でございます。97項目の実施のうち、主なものとしましては、次のようなものが考えられるわけでございます。大きく分けますと、5つほどあげられ、実施項目の主なものとして5つほどございます。まず1点目としましては、情報化の推進によってですね、ホームページの開設や、キオスクという端末を、私どもの役場、中央公民館、町立病院、くらの郷の4カ所にキオスクの末端機を設置いたしております。これまでより多くの町の情報を発信できるようになった、また住民にとって、施設利用の予約や町情報の入手が容易になっているという形で、インターネット上で非常に効果を上げたというものがございます。具体的にお話を申しあげますと、平成14年の10月にですね、本町ではホームページを開設いたしております。インターネットを使った施設の予約、公民館や町立病院、先ほど申しました、くらの郷にキオスク端末をおきまして、住民の利便性の向上を図るためには、という形で、情報化が非常にですね、進んだというふうな実施項目が1番初めに挙げられたという形でございます。それから2番目でございますが、非常にこれは進んだという部分がございます。といたしますのは、財政改革委員会を設置いたしまして、町補助金の必要性や効果について検討し、平成13年度に比べてまして、平成17年度では2934万5千円の補助金の減額という形のものが、見直しができたとい

うのがございます。現在、財政改革委員会も生きているわけですが、平成14年12月にですね、中間報告をしていただきました。その中間報告によりまして、今言いました、補助金が2934万5千円の減額という形で整理ができた。これは非常に住民の方々にもですね、窮屈な思いをしていただいたような状況がございませうけれども、そういう形で整理ができたというものが2番目でございます。3点目でございますが、鞍手駅、ご存知と思いますが、鞍手駅の管理委託につきまして、平成15年度予算ベースでは年間大体512万4千円程度の財政の支出過多、支出が多かったというような状況がございました。平成16年7月から法が改正されまして、指定管理者制度というものが導入されました。それによりまして、平成17年度、私ども16年度から指定管理者制度に取組みまして、鞍手駅の管理を、実は、JR九州と1つの関連会社に指定管理をお願いしまして、17年度の当初予算のベースでは、大体40万ほど、黒字が見込めるような状況ですね、改革がなされたような状況が3点目かなという気がいたします。4点目でございますが、組織機構の見直しを行いまして、文書管理システムの有効活用やOA化など複合的な改革効果によって、行政事務の効率化が進みまして、職員の超過勤務がですね、平成13年度に比べまして、平成16年度には1万3913時間減少いたしております。さらに職員の数でございますが、平成13年に比べまして、平成17年4月においては、定数で11名、実質で29名の減員という形になっております。具体的にお話を申しあげますと、一般会計、特別会計、企業会計という形、本町3つの会計を持っておりますが、その超過勤務の時間でございませうが、先ほど申しましたように、1万3913時間ありましたが、具体的には、13年度で、13年度と14年度を比較しまして、ずっと減ってきたわけですが、最終的に金目。じゃあどれくらいの金額で、影響があったのかといえますと、大体3720万ほど、金目にしまして、1万3000時間が3720万ほど、金目という形のもので影響があったという形でございます。職員の実数につきましても、平成17年の4月現在で、職員定数が427名でございますが、実は平成13年の4月が438名という形、それと実質、実数ですね、実数で平成17年の4月の状況では354人というものが、平成13年4月は383人おったという形で、先ほど申しましたように、定数が11、実数で29の減員という形の改革がなされたような状況がございませう。次に5点目がですね、利用者の減少と施設の老朽化のために、浮州プールを、ご存知と思いますが、浮州プールを廃止いたしました。これによりまして、管理費の削減が図られたという状況がございませう。実質、じゃあどれくらいの金目が図られたのかといえますと、トータルで、管理人の委託料とかいろいろございませう。そういう中で、大体200万ちょっと財政効果があったのかなという形で、先ほど申しました、97項目のうちですね、大きなものといえますのは、1番から5番で説明を申しあげたものが実行された、実施されたという形でございます。次に39項目の未実施のものがございませう。未実施のものも大体、大きなものは、1番から5番に掲げておりますが、それでどういうものかと申しますと、まず1番目のものでございませうが、近隣や類似団体との均衡を図りながらですね、使用料、手数料や住宅家賃の見直しなどができなかったというものがございませう。負担金及び補助金の見直しについても、一部については実施した、先ほどお話し申しあげましたが、実施したのもご

ざいますが、実際には精査すべきものが、かなり残っているというものがございませう。具体的にお話し申しあげますと、使用料につきましては、保育所の保育料ですね。その部分が大きなもの、例えば住宅というものがございませう。そのあたりが、まだ手がついてない状況がございませう。ただあの、1市2町、1市4町の合併協議会の中で、保育料につきましても協議いたしたわけがございませうが、本町が、どうも、一番保育料が低かったような状況がございませう。そのあたりの解消をどうするのかというものがございませう。それと負担金につきまして、負担金補助金、先ほども申しましたが、補助金負担金につきましても、実質は2934万5千円の効果があったんでございませうけども、まだ非常に手つかずのものもあるかなという気もいたしております。2番目が、未実施の部分の2番目でございませうが、企画政策委員会の立ち上げに至らなかったことや、事務改善委員会を立ち上げたが十分な機能させるに至らなかったことにより、町民提案制度や職員提案制度のシステムの構築ができなかったというのが2点目でございませう。これは実は、平成13年度からの、取り組んでいます現実実施計画、大綱の中で、こういうふうに委員会の機能を作るような形のものがございませうが、今できてないような状況もございませうし、また、できても機能していないという状況がございませう。こういうものが未実施ということで残ったのかということになります。3番目でございませうが、職員定数管理適正化計画が未策定で、計画的な人事配置ができなかったというのが3点目でございませう。やはり、長期的な職員の管理ですが、それは長期的な展望でですね実施しなきゃならないということは十分に分かっておるわけがございませうが、そのあたりの長期的な展望にたった、職員の定員管理のためのものができなかったということが3点目でございませう。4点目でございませうが、これは少し具体的になるということでございませうが、農業委員会局長を産業課長が兼務する体制の実施や、現在特別会計である、下水道会計を企業会計へ移行させる。下水道会計も水道課も同じ企業会計でありますので、そのあたりの統合するということについては、検討が現在まで実施されなかったという状況がございませう。下水道と水道の統合問題につきましては、いろいろ私どもの委員会の中でも検討いたしましたが、非常に難しい部分かなというもので、現在まで至ってないというものがございませう。それと農業委員会の統合につきましては、実は、合併協議会の中で、整理をやっていくという考え方に立っておりますので、非常に、そのあたり論議が遅れたといった形がございませう。それと5番目でございませうが、各家庭の下水道の普及にあわせて、衛生センターの施設縮小について検討することとしておりましたが、供用開始後間もないため、実施に至らなかったということ、学校給食共同調理場の広域的な施設建設に向けた協議が合併協議により中断したこと、地方自治法の改正により指定管理者制度が導入されたことにより、施設の民間委託推進についての考え方を見直す必要が生じたことなど、基本的には、施設の関係ですね。施設の部分でどうなのかということが、少しまだ遅れているのかなあという形でございませう。まあ今後は、今、指定管理者制度という形で、総務課に担当部署がございませうけども、そのあたりで整理をいたしておるわけがございませうが、今後、行革でも当然必要でございませうが、それを抜きにしても進めていかなければならないという考えで取り組んでいるわけがございませう。で、一方で検証してみますと、大綱や計画の内容が不十分や、実施段階の体制の不備など

の点で反省がございます。今後の大綱や実施計画の策定段階では、これらの今までお話ししました、実施したものでも十分でない。そして未実施で全然手がついていないものも、十分そのあたりですね、反省を活かしながらですね、委員会で十分その審議のお願いを申しあげなければという考えを持っております。次に具体的な反省点でございますが、反省点も6項目ほどございます。最初の反省しなければいけない部分につきましては、行政改革として行政の仕組みや手法を改革していく視点から見ると、行政改革というよりも日常的業務の中で、担当者段階で見直していくべき内容もかなりあり、現在策定しております実施計画の中にも、そういう項目が非常に多く、行政改革の項目としては非常になじまないものが含まれておったというものもでございます。そういうことからですね、そういうことも含めまして6点ほど、今、反省点として上げていますが、この6点に共通する課題は、実行性と透明性の確保の2点であると判断いたしております。そして、今後、改定をお願いする大綱や実施計画におきましては、次の点を留意して、新たな大綱及び実施計画の策定に努めていかなければならないと考えております。今後の留意点でございますが、一応、私の方では6点ほどあるのではないかと考えております。まず1点目は、行財政改革の視点で仕組みや手法を見直す項目を精査し、大綱及び実施計画に掲げること。2点目は、改革の半ばで停滞し推進が困難となるもの等の課題解決を支援する体制を整備すること。3点目は、定期的な検証により、未着手の項目をなくす体制を整備すること。4点目は、実施概要をさらに具体化し、目標とする地点を明確にすること。5点目は、目標時期に達した時の評価方法を、あらかじめ定めておくこと。6点目は、推進委員会への報告と、住民への公表体制を整備すること。という形のこの6つをですね、今後の留意点という考え方でですね進めていただければという考えを持ってしております。全体を通じて見たときにですね、一定の成果を上げているものもあり、合併協議との関連で停滞、あるいは中断したものが多く見られる状況が確かにございます。しかし、もともと計画の内容の不十分さや、実施体制の不備などから、良い結果に結びつかなかったものも見受けられるわけでございます。新たな大綱及び実施計画においては、整備すべき点があるのかなあというふうに整理をいたしておるわけでございます。また、具体的な反省点から課題として上げた、実行性と透明性の確保は、総務省の指針の中でもございます。そういう形でですね、この2点は今後の行政改革においては、常にその前提条件であるという認識をしていただきましてですね、私どもの推進本部の統括といたしたいわけでございますが、委員さんの今後の取組みに、そういう形でお願い申しあげたい。私の方から説明を終わらせていただきたいと思います。以上です。

あの、14番の説明でございますが、実は先ほど申しましたように136項目からでございます。これを1つひとつ説明するのは、今回は省かさせていただきまして、この検証結果について、前段に皆さんにお届けしておりますので、これにつきまして質問をお受けするために、今日ですね、全課長出席いたしておりますので、そのあたりでですね、質問を受けながら進めてまいりたいと思っております。以上です。

福本会長

今ですね、担当課長の方から検証結果の総括につきまして説明を受けましたが、資

料の13番ですね、それから14番のことでございますけども、これは非常に具体的なことが書いてありますので、もう皆様方、前もって資料をですね提供してもらっておりますから、熟読してあろうと思っておりますので、それであの、いろんなですね大事なご質問があろうと思っております。今日はですね、各所管の課長さん方も出席しておりますので、どうぞあのご質問のある方はですね、ご質問のほどをよろしくお願いをしたいと思っておりますが。

諸富室長

あの、今日の14番の件について質問をお受けするような形になるわけですが、今日、どうしても、あの受け答えにですね、課長が全部出席しておりますが、手元に資料がない場合、後日、皆さんの質問に対して、十分納得できるような形の資料提出をさせていただくというようなことでよろしくお願いをいたします。

福本会長

はい。どうぞ。

榊原委員

榊原でございます。今、事務局の方から報告がございました。今、一生懸命取組みをされて、そして、その検証結果をつぶさに検討され、そして総括がされておるわけでございますが、私の考え方からすれば、これは平成13年度から8カ月の期間をかけていろいろと検討し、そして実施項目をお出しになって、実施をしようという決意を使って実施されてきたわけですから、これは全項目、そのまま今までの行政の責任において、きちっと目標を達成するまで続けていただく。これが次のアクションにならないだろうかというふうに思っております。まあこの次のじゃあ、第4次の大綱はということになりますと、これとは全く別の観点から新たな仕組みを、やはり検討していかないと、今まで未実施だったものをこれから整理して、それを第4次に引っかけていくということになりますと、だんだんだんだん項目が増えてしまって、どうにも取りまとめができない感じになるんじゃないでしょうか。私自身は、今まで第3次でおやりになったことは、この17年度以降もきちっと行政の立場の中で、きちっとやっていただいて、そして、第4次からは、いわゆるこの行政改革大綱の総務省指針、ナンバー5ですが、この指針にありますように、やっぱり我々、今までは、敢えて言うならば行政に任せて、そして行政が何ら行政に対して不満があると、我々は常に行政をやり玉に上げつつくと、そういう形で、その鞍手町はきておるという気がするわけです。私は思いますと、ここに1番下の1ページの資料5の1番下に書いてございます。いろいろな状況があるから、このような状況を踏まえると、各地方公共団体が今後行政改革を推薦するにあたっては、住民と協働し、首長のリーダーシップの下に危機意識と改革意欲を首長と職員が共有して、取組んでいくことが求められる。そしてその次、また議会においても、改革推進のためその機能を十分に発揮することが重要である。という文章がありますが、これがこれからの第4次大綱の趣旨でなければならぬんじゃないかというふうに思うわけです。したがって、まあ、あと次の中間

報告の内容についてということで、後でお話ししたいと思いますが、私は今、この総括された内容については、やはり第4次に引き継ぐことなく、実際には引きずっていくわけですが、改革目標としては、第4次にはこれは入れない。そして、実行された内容を、その推進委員会に、まあ、報告していただきながら、我々が、ある意味のチェック機能を生かしていきたいなというような感覚であります。まあ、私の考え方、以上でございます。

福本会長

答弁できますか。事務局。

諸富室長

私どもが先ほど、第3次につきまして総括をさせていただきました。今、榊原委員の言われることも、榊原委員の気持ちでものを言われているのですが、私どもは、第3次の中にもですね、当然普遍的なもの、4次であろうが5次であろうが普遍的なものがあると考えております。そのあたりをですね、今回、総括の中にこういう形で総括させていただきましてですね、委員の方々が協議する。普遍的なものは当然4次であろうが5次であろうが、改革の柱として掲げていかなきゃならんとは考えておりますので、そういう気持ちで、今回、3次を総括させていただいたというものもでございます。4次、今度4次という形をお願いをいたしておるわけですが、それはもう、当然、皆さん出席していただいた委員の中ですね、そういう方向付けをお願いしております。委員の気持ちでものを言われたんでしょうが、私の方は、それをですね、批判ないしはコメントする形は非常に難しいような形があります。以上です。

福本会長

よろしいでしょうか。

榊原委員

よくわかりますが、他の委員の方々の意見も是非・・・

福本会長

あの、いろいろですね、考え方があろうと思うんですけども、私の観点から申しますとね、当時、13年、14年はですね、そんなにあの、地方分権一括法の中で、合併という言葉が出てこんかったんですよ。それが急遽この2、3年のうちに地方分権、三位一体改革、そして合併をやれというようなところでですね、今、3200ある市町村がですよ、今1800ぐらいに変わってきたんですね。それで、鞍手町は、合併はいろんな協議をしましたが、最終的にはしなくなった。しかしながら、この三位一体改革のですね、交付税とか補助金、そういったものを削減していくわけでありましてね、じゃあこれから鞍手町はどういうふうにして、こなしていくかということの中で、第4回のこの行財政改革推進委員会を立ち上げたわけなんですよ。ですから今、委員さんが言われましたように、第3次での、これは継続をしなくて、新しく

新規でやっていった方がいいか、というようなご意見でありますよね。

榊原委員

私が今申し上げたのは、第3次で、結果未実施、あるいは、結果中途半端と、あるいはできたものがあると、こういう3段階で総括されている。で、できあがったものは、これはもう別に何も申しあげることもしませんけども、いわゆる実施はしたけどまだ中途半端で、これは是非完了までやっていただきたい。これは、第4次が、ということがまったく無関係にそれはそれで進めていただきたい。そして、未実施のものもやると決めた以上は、やはりやりおおせなきゃ改革が進まんわけですよ。あるいは改善も進まんわけですから、これは、それぞれの立場の課長さん以下、職員さん、皆さんお見えになります。ですから、その方たちの努力でおやりいただき、まあそれを支援することがあれば、私たちも支援を惜しむわけでもございませんけども、まあ第3次は3次で、そのまま、やはり計画したものは改革を遂げていただく。これがいわゆるPDCAの、いわゆるサイクルを廻すということになるわけです。途中でやめてしもうてね、一旦計画プランを立てたものを途中でまたやめてしもうて、そして新しいものを作るといようなことをやっていたらですね、なかなか、じゃあ何のためのプランだったのかということになると思うんですよ。ですから、やはりあえて言うならば、今回の第3次は途中のチェックが図られてない。いわゆるチェックかかってなかったから、こういう結果になったんじゃないだろうかという思いが、我々、第三者からするとあるわけがございますけども、いわゆるそれはそれで十分反省した総括がなされておりまして、その総括されたものに従ってですね、やはりこれから強力なアクションを起こしていただくのは、ここにお見えになる皆さん方、課長さんの手腕でなきゃいかんと思うし、また、力を発揮される場所だと思うんです。ですから、今回の第3次の総括は総括として、きちっとされておるわけですから、それを、第3次を引きずって、第4次というんじゃないくて、今までのプランは今までのプランで、ずっと続けて今後もやっていただく。それと、別に新たに、いわゆる第4次の答申というもの考えるべきだという趣旨でございます。皆さん、他の委員の方のお考えはよくわかりませんが、私はそう考えております。

福本会長

それですね、よく官から民へという言葉聞きますよね。官から民へという言葉ですね。先だって資料を提供していただきましたけれども、平成21年度までに20数億の赤字が来るといようなシミュレーションをございましたよね。そういった中で、この行財政改革委員会がですね、こういった答申を出すかということは、これは非常に大事なことなんですよ。今言われますように、前回仕上がってないものは、やはりそれで仕上げられないかんし、また新しくですね、この場で待たなしの改革でございますので、第4次ですので、新しく取り入れるものは取り入れられないかんし、そこでやはり大胆なですね、町長も言われましたように、斬新なですね改革をしてほしいと、こういうふうに言われましたので、そういったことをどうぞ念頭に入れられてですね、ご質問あるいはお考えを述べていただきたいなと思っておりますの

で、どうぞあの、ご質問がある方、あるいはご意見がある方は、どしどしおっしゃってください。

はい。どうぞ亀井委員さん。

亀井委員

失礼します。えっと、資料16の中間答申の内容の方向性についてでございますが、今、この中間答申に向けていろいろ議論が、この場、意見をされておるといふふうに理解をしておるわけですが、そこでこの2番目のですね、数字2の中で1234とあるですね。項目が。これが私は結論だろうと思うんですが。これは、私は、このまま生かすべきだといふふうに思っています。ただ、あの、今まで取組んだ過程の中で、確かに市町村合併のですね、非常に作業が進むという形の中で、そこで議論される内容がこの改革との関連のある項目が非常に多いというところもあって、事実上棚上げされたという部分は、これはあのしょうがないといふふうにそれは割り切っています。ただ、あの、この中で中間答申を出す上で1番いわゆる核心の部分というのは、私は2番目のですね、町民といわゆる行政の協働による住民自治の推進と・・・

福本会長

あの、せっかくですね質問されてますけども、次の議事が、3番目がですね、中間答申のことなんですよ。その時にできたら、お願いをしたいと思っておりますけれども。

亀井委員

それじゃあ後で。

福本会長

はい。申し訳ございません。

今ですね、事務局が説明しましたのは、資料13、それから資料14ですね。具体的なことはですね、資料14に、ずっとこう136項目ございますので、そこら辺を、どうぞ叱咤激励をしてやっていただければ幸いですので、どうぞご意見を賜りたいと思います。

はい。どうぞ宮崎委員。

宮崎委員

私は、現在の、第3次の改革の時ですが、議長をさせていただいたんです。今、皆さんからいろいろ指摘をされておるのも、針を刺されておるような気がしてしょうがない。今回も私も選ばれてここに来たわけなんです、なんでその、今回出てきたかといいますとですね、本当に申し訳ないなあという気持ちで出て来たわけなんです、そこで今日課長さんたちが皆さんお見えになってます。で、私が今回できなかったとか、中途半端とかいろいろいわれておりますが、このことはですね、私は、職員の皆さんがやる気があるのかないのか、あるいはこれをやってみたいと思うのか何か、そういうようなところがですね、私は肝心ではないかなといふふうに思っております。

私もかつて企業におりましたので、何かやろうとするときにはですね、やっぱり自分が1番いいアイデアを出しても、あるいは自分が1番いい考え方を持ってても、現場の職員が働く気が無い、やる気がない、ということになるとですね、これはもう、それこそよく言われるように、絵に描いた餅のようなものだというふうに私は思うわけです。今日、まあ、課長さんたちがお見えになってますが、私は、今回は合併の作業をしたときに、社協でも合併の作業をしたんですが、課長やら係長よりも一般の職員の方がですね、一生懸命やってくれただけにまとまりがよかった。会長あたりがよかったよかったといって握手してですねやることよりも、現場の職員がですね、手を握りあってやった方が、私は効果としてはきちっと出てくると思う。今、指摘がありましたけれども、中途半端とか、やりかけたとかいうようなことがございますが、これはですね、私はもう1回よく見てみる必要があると思うのは、中途半端というのはなんで中途半端なのか、これはあまり影響が、あまり効果がないというものなのか、あるいは他の作業でできなかったのか。こういう辺りを私は本当は肝心の視点ではないかなという具合に思います。それで私が思うのは、今日課長さんたちがお見えになってますけれども、私は課長さんたちよりも、主任さんか係長さんあたりが、ここに来てですね、座られて、そして我々の意見なり、話なりを聞いて、それをまた現場に持ち帰って、こんな話が出たよ、あんな話が出たよということで、意見を交換しながらやってもらった方が、実際の成果としては上がってくるのではないかな。これはダメだ。これはあまり影響がないよ。と委員さんが一生懸命になってこれを言われているけれども、これはあんまり財政問題あるいは行政についてはあまり関係ないよと、というようなことだってあるかもしれません。それは我々では判らないで一生懸命になって議論したりしているわけなんで、そのあたりはですね、やっぱり現場の職員さんは、常にここに4、5人でもいいから入っというてもらった会議にしたらどうかと、私はそう思っております。それから、今1つはですね、よく小泉さんも言われるけれども、三位一体とおっしゃる。私どもから、いくらいい答申をしてもですね、これが今さっき言ったように、現場の職員さんたちがやれない、あるいは、もう1つその先にある議会が、こんなもんダメだと、パーンと蹴られたら、もう私らのやってることは何かということになる。だから、今日はこういうことで議員の皆様、お2人お見えになってますから、よく状況を把握されておるわけなんですから、この今回の答申についてはですね、私は前回、あるいはその前、1次2次3次とあった改革よりも、すごく真剣にやらなきゃいけないと、もし仮に、これが大きいことを望むことではなしに、小さいことでもいいからピシッとやれたということ、私は是非見てみたいなという具合に思っております。そのことは何かといいますと、さっき言ったように、やっぱり役場の職員の皆さんみんながやろうじゃないか、やれるよ、というような考え方をしっかり持ってもらわないと、さっき言ったように、絵に書いた餅のようになってしまう。ということから、今、検証結果を出されておりますけれども、このことよりも、中途半端で、もうちょっとやったらどうかということありますけど、そうじゃなしに、やったことが結果として、いわゆる中途であっても、このことが効果のあることなのか、ないことなのか、ということをやっぱり私はそここのところを見てほしいなという具合に思います。三位一体ですから、答申と現場と議会がですね、三者一体とならな

いと、このことはなんにもならん。水泡に帰すということになりかねないと思います。まああの、議長である福本先生には、是非そのあたりをまとめていただければと思っております。

福本会長

貴重なご意見をですね、拝聴いたしましたけども、まずはですね、職員さんの意識の改革、これが1番と思うんですよね。今言われましたように、やる気があるのか、ないのか。やっぱりですね、これから先ですよ、先ほども言いましたように、やはり非常に切羽詰まった状況の中ですね、財政的にも苦しくなってきましたもんですから、これは是非ともですね、やらんといかんということですね、議会の方もですね、前回も話しましたように、定数の関係はですねきちんと今話を進めております。定数を削減するという事は、この財政難の折に一環があるわけでございますからね。議会の方といたしましても、斬新なビッグな定数の削減等を念頭に入れてですね、今、協議をしておる最中でございます。ですからやはりですね、行政側もですね、今、諮問を受けておりますので、きちんとした我々が答申を出してですね、是非やはり、行政側がそれを推進し、さらには実行し、良い結論を出していただきたいなど、そういうふうに思っておりますけども。室長どうですかね。はい、どうぞ。

諸富室長

さっき宮崎委員から、非常に貴重な意見をいただきまして本当にありがとうございます。今回、皆さんにお渡ししました資料1を見てもらうとわかりますが、鞍手町の行政改革の取組みの姿勢を示したものををご用意いたしております。私ども、まず、行政改革推進本部、町長、助役、収入役、執行部が一体となってます取組む。そういう状況でまずやる。ただ今回の取組みの中で、分科会等も設置しましてですね、職員全体ですね、この第4次鞍手町行政改革に取組んでいくという姿勢をですね、皆さんにお示しをしておるところでございます。十分そのあたりを、今いただきました意見を踏まえながらですね、がんばっていきたいと考えておりますのでよろしく願いしたいと思います。以上です。

福本会長

はい、どうぞ。

榊原委員

今、町の職員のやる気を云々という話がありました。私たち企業におったわけでございますけども、やはり企業が赤字になり、そして受注は減る。そして何とか維持しなきゃいけない。そしてまた回復させなきゃいけない。そういうときにですね、やっぱり、従業員が働く気がないから会社が赤字になるというような考え方をしたらですね、おそらくその会社というのは成り立たない。私はそういったときに、いわゆる会社の数字、原価から預金からありとあらゆる数字を全部公表します。そして、こういう状況だから、皆、がんばって会社をもり立てようよ、ということで、やはりその皆

さんが一生懸命がんばってくれたために、まあ大過なく任期を終えることができたわけですが、やっぱり私は思うのは、いわゆる下におる人が悪いんじゃないくて、上におる人が、十分働くことをさせないのが悪いというふうに考えないと、私は大きな間違いがあるんじゃないかと思います。私が今、思っているのは、いわゆる今までは住民もそうだったんですけども、何も住民には情報が伝わらない。ある程度伝わっても、要するに、行政の側に居られる方と住民とは情報の乖離がものすごくある。したがって、そのために住民は何かものをやろうと思うとき、あるいは課長さんたちでもそうだろうと思いますけども、やっぱり力を発揮させるのに、大変御苦労なさってると思います。私が思うのは、やっぱり信じて情報を与える。そうして、みんなの力を集めて借りて動いていくというようなことが大事じゃないかなと感じます。今ここで、行政改革ということで、色々議論しとるわけですが、これは町役場の中の改革じゃなくてですね、やっぱり町の仕組みの改革でないといかんのでないか。今は、住民は住民の我が身を大事にする。行政は行政の立場を守る。そういうような形で、やはりこの場所で取組んであれば、やはりいろいろなことにおいて、例えば何か少しでも住民にお願いをしようということが出てきた場合、住民が何を言っとるかという考え方になっちゃうと思う。だから、私が思うのは、いわゆるさっき亀井委員がおっしゃいましたけども、住民と我々と、あるいは行政の方々と、一緒になって汗を出して、一緒の情報を持って共に知恵を出し合っていくという、協働の考え方がない時には、やっぱりこの町の財政危機なんていうのは救えんだろうというふうに思います。ですから私は今、第3次でやってみえたことに関しては、やはり批判をするつもりはございません。皆さん一生懸命おやりになった結果がこうだということであり、これから、やはりやり残したことを一生懸命がんばっていこうということで、総括されとるわけですから、それはそれで続けておやりいただいて、それとは全く別な、いわゆる今私が言うように、行政と町民との協働による、そういうまちづくりのシステムといったものを重要視していかないと、やはり、このまちづくりというのは、うまくいかないんじゃないかなあという気がしておるわけです。で、先ほど私言いました。批判するわけでも何でも無い、やはりやろうとして、8カ月もかけて項目を検討して、そしておやりになっての結果がそういうことだった。で、これはやる気がないからダメなんだということもあるかもしれませんが、しかし、それで結果としてしょうがない。今ここにきて、こういう状況に追い込まれた中で、やはり、町の行政の皆さんも、その辺を新たかにきちっと説明されて、そして、町民と一緒に汗をかいて、そして、その間に新たな第4次の仕組みを立ち上げて、それに備えたさらなる改革をしていかなければならんのではないかというふうに私は思っております。ですからやることとしたら、第4次の話になっちゃうかもしれませんが、やっぱり、この総括を受けてきちっとした住民との協働、そして、協働するための情報公開。そういったことがやっぱりこれからの総括の反省点として出てくるんじゃないかなあという感じを持っております。

福本会長

はい。どうも。

はい、どうぞ。武谷委員。

武谷委員

宮崎委員の話された第3次のそのことは、私も本当によくわかってますし、とても賛成しますし、皆さんそうして、その意見が出ましたから、町民の意見ですけど、私、ちょっとあるところの窓口に行ったら、1人はでてくるって。あとの人は見て見らんぷりをしてるけど、武谷さん、後の方に座っとう人は誰ね。と、こう言うんですよね。後の方に座ってる人は誰ねって言われたら、たぶんどなたか分かりませんが、その方達は何もしよらんとに、ちょっときて、話聞いてくれたらいいとに。とか言ってですね、そういう意見を聞きましたので、ちょっと言って良いか悪いかが分かりませんが、ちょっとここで挟ませていただきたいと思います。

福本会長

はい、どうぞ。

諸富室長

今の話ですね、十分、職員が職務に対するですね、姿勢を非常に問われている部分だと感じます。このあたりも含めてですね、今後やっぱり職員ががんばっていかないかん部分があると思いますので、十分反省しながらですね、今後進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

福本会長

他にございませんか。はい、どうぞ。添田委員。

添田委員

第3次の報告を、今受けたわけですが、これは私は、非常にそれなりに効果は出てると思うんです。比較的その成果の上がりやすい方から手をつけて行って、それなりに結果を出してるから、それはそれなりに評価しなきゃいけないと思いますが、ただ、それ以外のところでね、細かい点がやっぱりぽつぽつ落ちこぼれとるといえるか、それをどうするかというのは、今からの問題であると思いますから、それに伴って、先ほど宮崎委員さんがおっしゃったように、やる気が問題なんですけどね、これは非常に難しいです。言うは優しいんですが、とてもじゃないですけどね、これをどうやってモチベーションを持たせるか、動機付けていくかというのはですね、3日、4日はいいですが、1年、2年、3年とね、長期間においてやる気を持たしていくというのは非常に難しいです。できっこないといった方がいいぐらいです。それをあえて行政の人たちに要求するのはちょっと酷だと思う。だから、それは個人個人の資質の問題もありかもしれませんが、やっぱり管理職の方々が、日常そういう人達と接して、腹蔵のない、腹を割って話すと言うか、今そういうケアがあまりないわけですよ。俺は俺、わしはわしで。その進んでるから。言いたいことも言えないから遠慮して、友達同士だからすごく仲が良いと、上と下の関係はあまりぱっとせん。表向きだけ。そういう

傾向が強い世の中ですからね、非常にそのモチベーションを持たせるというのは、厳しい状況です。ですから、まあ、ある一面でしょうけども、公務員にも成果主義を導入しなければという話が出てくるのも当然だと思いますが、成果主義そのものはね、絶対とは言えないです。これは、私なんかは民間企業でしたから、我々50代の頃から企業の中では成果主義やりました。儲ければですね確かにいいです。企業はその時、儲かった時にはですね、同じ会社の中で各事業部がありますが、事業部に配分されるボーナスが全然違うわけです。そうしますとね、どういう軋轢が出るかということ、みんな一生懸命働いているわけですよ、ところがたまたま、ある事業部は社会の状況なんかによりまして、いい業績をあげたと。片一方は一生懸命働いたけど、なかなかそこまでいかなかったと。社内において格段の差があるわけです。ボーナスなんかでも100万ぐらい違うんですよ。一期で。一期で100万ですよ。二期だったら200万ですよ。それはやっぱり、社内の中に軋轢ができるんですよ。その平等主義が良いのか、成果主義が良いのかという論議でちょっと置いといてですね、それで人間関係がうまくいくのか、組織の運営がうまくいくのか非常に難しいことですからね、一概に成果主義というのも、私もまだ完全に賛成ではないんですけども、一面では、成果主義も必要だろうと、一面では動機付けをどうやってやるかと、これは管理職の手腕なんですけども、その人柄といいますか、その人の力といいますか、そういうものがやっぱりものすごく効いてくる。上司が上司の行動、言葉、そういうものはものすごく効いてきます。これはもう間違いない。だから、私なんかも若い連中とずいぶん一緒に仕事をしましたけど、ソッポ向かれたらおしまいですね。いくら言っても表面だけですから、実際には全然もう手助けしてもらえないです。結局、全部自分でやらなれない。それじゃいくらもできないですね。ですから、まあ、考え方なんでしょうが、どうやってものの見方を変えていき、考え方を変えていき、仕事の取組みをしていくか、そういうところの、きめの細かな政策というか、やり方というのはですね、それが1つひとつ、今、管理職の方々に求められているものじゃないかと思うんです。それからもう一点は、武谷さんもおっしゃってましたけど、榊原委員さんもおっしゃってましたが、共通の問題っていうのが、何があるのかということですね。ですから、先ほど榊原さんがよくおっしゃったのは、どうやって良くするのかっていう問題点のポイントはですね、行政と町民が、どういう目的を共有していくかということじゃないかなと思うんですよ。だから行政はこんなこと。じゃあ町民はこっちですよという、そういうような懷疑したようなことでは、決していくらこういう推進委員会なんかやって、一生懸命にやって提案しても、何にも受け入れられないです。そういうところは要注意かな、これはまあ次の議題に入りますけどもね。だから私は、この先ほどから諸富課長が説明された、資料の13、14、15ですか、これについては、そこそこ成果は上がっているから、そんなに悲観することは無いんじゃないかな。だから、やっぱりある面ではやればできるということですね。やるかやらないかの問題になってくると思います。そういうふうに私はこれを感じましたけどね。以上でございます。

福本会長

はい、事務局。

諸富室長

今、添田委員の意見でございますが、職員に対する非常に厳しいご意見も含めてですね、私の方からお話申し上げるわけなんです、職員、今日管理職も出席しておりますが、管理職も含めて職員の研修というのは、過去3回の行革をいたしまして、行革の計画を立てましたが、その中にですね、職員の資質の向上というのは、大きく取り上げております。4回目の4次という形で、そのあたりをどうしても取り上げられる気が確かにあるかなと考えております。これはあくまでも職員がですね、がんばっていき、そして自らが研修していくというものが、大きな1つの解決なのかなという気がいたしております。それともう1つ、情報の共有化でございます。私ども過去ですね、行政というのは、住民の方になるべく知らせないというような基本的な姿勢で来ていたことがございます。そういう状況ではですね、行政やっていけません。そういう意味でですね、私どもホームページを開いてですね、行政が今どのような状況で行政を行っているのかというものをですね、逐次お知らせするという形で整理いたしておりますし、今回の委員会もですね、内容についてもですね、ホームページ、行革のホームページでお知らせしているような方向でいたしております。今言われるように、行政、住民、議会が一体となってやることになっておりますし、そのあたりの情報の共有化というのは、非常に大事なことと認識をいたしております。まああの、この2点につきまして、十分皆さんの意見を踏まえながらですね、怠りのないように達成していきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

福本会長

それではあの、質問がなければ次の議事に入ってよろしいですか。

はい。それでは議事進行を進めていきます。括弧3ですね。中間答申の内容の方向性につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

資料の16をご覧ください。中間答申の内容の方向性について、事務局としての考え方をここで報告させていただきます。1番から5番目までの項目について記述しております。まず1番目に中間答申では、この委員会において今回の改革の基本方針と基本目標の策定と提示ということが求められていると、いわゆる諮問の中で、こういった形で求められています。2番目に、基本方針とはということで考えております。今回の改革の課題解決の大枠の方向性を定めるものであり、改革の性質を示すこととなります。第3次大綱では、4つの基本方針が定められていました。ここに第3次の大綱から持ってまいりました、4つの方針をあげております。1番目が、町民の視点に立った行政サービスの向上。2番目に、町民と行政の協働による住民自治の推進。3番目に、効率的で健全な行財政運営。4番目に、地方分権時代に対応した組織と人材育成。ということで、前回はこの4つの基本方針だったということがあります。今回、総務省の方からも指針が出ております。その中でも大きく取り扱われているもの

に、民間への業務や、あるいは施設の管理委託、それから定員管理の問題、あるいは住民との協働の問題、こういった部分が、かなり大きくクローズアップされています。先ほどからもご意見が出ておりますように、そういった部分についても、この方針あるいは基本目標の中に掲げていくということになるんじゃないかというふうに考えております。3番目の、基本目標とは、基本方針で掲げた方向性の大枠の到達点を定めるものであり、改革の大きさを示すこととなります。というふうに事務局では考えています。4といたしまして、推進本部では、これまでの取組み、いわゆる検証の結果の内容を踏まえまして、また、総務省の指針に示された内容に照らしてみても、推進本部のもとに4つの専門部会を立ち上げました。それは財政専門部会、いわゆる行財政の財政の部分について審議をする専門部会。2番目に行政運営専門部会、ここは、行政内部の事務事業、あるいは先ほどから言っております、協働の問題でありますとか、情報公開に関する問題、そういった手法に関することを協議していく専門部会。それから、3番目に組織機構専門部会、これは町としての組織、あるいは附属機関などを含めた組織、そして人事に係る問題、職員関係の問題なども含まれてまいります。それから4番目、施設専門部会、ここでは施設のいわゆる民間委託、あるいはその施設に関係します事務事業も含めた上での委託、そういった部分の検討をしていくという部分を想定しまして、この4つの専門部会を立ち上げたわけでございます。この4つの専門部会で今回の改革案の調整を進めていきたいというふうに推進本部では考えておりますので、もし、この委員会のご了解が得られるようでしたら、専門部会ごとに、1つの基本方針を示していただければどうかというふうに考えています。そうなれば、前回は4つの基本方針でしたが、今回も4つの基本方針ということになります。5番目に入ります。基本目標についてですが、1つは、基本方針に対して、幾つかの目標を設定していただきたいということになります。4つの基本方針がありますので、それぞれに対して例えば、1つの基本方針に対して5つの基本目標を設定していただくというふうになりますと、4つの基本方針がありますので、全部では4つの基本方針と、20の基本目標というような形になってきます。またさらに、1つの基本目標に対して、じゃあ推進本部の方で、具体的にこういった改革の項目として掲げていくのかというものが、例えば、1つの目標に対して、また5つ出てきたというふうな形で推測していきますと、大体、改革項目が100ぐらいになるだろうと。そういったような形で広がって体系的に整理していくと、広がっていくだろうということが考えられます。このような方向性を、これは1つの事務局の提案なんですけども、踏まえていただいて、大枠の部分で、中間答申の中で基本方針、基本目標というものを定めていただきたいというふうに思っております。先ほどからいろいろのご意見が出ております。住民との協働に関する問題でありますとか、職員のやる気に関する問題。これはまあ、人事面で人材の育成であるとか、活用とかいう部分の改革項目になってくると思いますし、また、情報の公表でありますとか、共有とか、そういった部分についてもご意見が出ています。こういったものを今後は、今後の改革の中では、大きく取り上げていくべきだというご意見がございまして、そういった部分を織り込んでいただきたいというふうに思いますので、まあ、いろいろのご意見をお出しいただきまして、それを集約していく形で、事務局の方で案をとということであれば、そういっ

た案に作っていききたいというふうに思っております。よろしくお願い致します。

福本会長

はい。今ですね、中間答申をどのようにまとめていくか、その方向性につきまして説明がございました。このですね、中間答申のですね、いわゆるまとめ方につきましてご意見をお受けいたしますので、どうぞ挙手でよろしくお願いしたいと思っております。

はい、どうぞ。

亀井委員

先ほどちょっと、言うとりましたけど、私は基本的にはこの2つだろうと思うんですよ。で、今まで第3次ですね、答申が出てその実施の状況が先ほど報告されておりましたけれども、いわゆる2の部分全然報告がないんですよ。接点が全然。つまり手がついてないんですよ。これ。だから第3次答申の時に、この部分が議論されたかどうかですね。ちょっとそれ質問を聞きたかったわけです。それは後からやるということでしたから。それと、これがうまくいかなければですね、例えば今さっき、報告の中で意見が出ておりましたけれども、職員のやる気の問題とかですね、その関係は、私は、少なくとも観念的にはそういうふうになるか分かりませんが、改革の理念がですね、職員の間それから、議会もそうですし、住民の間に共有ができなければですね、この作業起こらんのですよ。だから、それともう1つは効率的な健全な行財政運営と、この関係にしたって、これから職員のやる気の問題にしたってですね。この理念がはっきりお互いにですね、しっかり受け止められなければうまくいかんと。つまり結果としては観念論に終わると。というふうな危険性が非常に高いですね。そういう意味で、あんまりいろいろ、こう、私は頭が悪いですから、そういうことをこれ以上のことはあまり考えられないんですけども、まずここに挙げられたものをどう実現していくのか、ということで焦点を絞った基本方針をですね、確定していった方がいいんじゃないか。こういうふうに思っています。

福本会長

はい、事務局。

諸富室長

あのですね、実は今いう、町民と行政の協働による住民自治の推進という部分であります。そのあたりの論議をされるお話でしょうが、私ども実は、このあたりはボランティアという形の部分でですね、まあそう言うかたちですね・・・

亀井委員

それはわかります。書いとるからですね。それは私、全然視点が違うんですよ。協働のまちづくりという関係はですね。それはまた具体的な基本計画の中じゃなくって、具体的な実施計画の中で、具体的に申しあげたいというふうに思っています。

福本会長

他にございますか。はい、どうぞ。

添田委員

1つだけ確認したいんですがね。基本方針が4項目ございますが、行政から町民に対する、その要求って言うのかな。そういうものについて一切触れてないで、みんな行政が受け身なんだけど、これはどうなんだろう。それでいいんだろうか本当に。

福本会長

はい、事務局。

諸富室長

あの、これは実は、先ほどお話申しあげましたけども、平成13年度です、行政改革大綱というものが作られまして、そして実施計画に移っていったわけですが、当時それぞれです、1次、2次、3次、いろいろ行政改革の柱があった。そういう状況の中で、3次はこういう形です、柱立てがされたというものです、今、添田委員が言われる形と、少し時代が移ってきて、4次の考え方が先ほど課長補佐が説明したように、少し違ってくるといって、まあその時々に応じた行政改革、非常にまあ、財政のことです、光が当てられている状況でございます。そういう形です、その時々に応じて、やっぱり計画というものを策定していかなくちゃならないんじゃないかという考えを持っております。ただあの、協議が進むにつれて、そのあたり、行政がどんどん果たしていきなさいよ、という部分です、計画策定がなされた状況でございます。以上です。

福本会長

よろしいですか。はい、どうぞ。

添田委員

なぜ私がそういうことを申し上げるのかと申しますとね、受け身の場合はね、どうしてもやるのが消極的になっちゃうんですよ。ある面では、行政としても町民に強烈にアピールするようなものを出していいわけなんです。こうやって欲しいんだ。こうあるべきだ。と、あなた達がどうやって考えてくれないのか。とかそういうことを言ったってね、決して悪くはないです。そういう姿勢っていうのは、町の行政がやる上においてのリーダーシップをね、一貫して住民に認めてもらえるはずなんです。まあ、これは議会でもありますけどもね、そういうことをやっぱり全面的にある程度備えておかないと、住民そのものが目覚めないわけです。相手に要求するばかりで、自分たちが何をしたいかさっぱり判らんものですから。勝手なことばかり言って、してくれる、してくれないだけで終わっちゃう。ということになっているんでね、そういうふうなのは避けなきゃいけないじゃないかと思う。だから、私に言わ

すと、基本方針は良いけれども、全部受け身のね基本方針じゃ、なんか寂しい感じが、そんな感じです。

福本会長

はい、事務局。

諸富室長

添田委員のご質問ですが、実はこの今4つですね、この基本方針は第3次の時の基本方針です。当然、私どももですね、じゃあこれじゃどうなのかという部分を検証させていただかないといけないだろうと思っています。それと、これは亀井委員のご意見で、これを2つでどうかというお話でしょ。やはりあの、これは事務局の考えになってくるんですが、やはり少し時代を反映したですね、柱立てが必要じゃないかという気持ちを事務局で持っています。

添田委員

これは第3次であってもね、こうやって出されるとさ、表面に出てくるとこれが中心になってくるからね。そういうふうに捉えやすいからね、そこで先入観ということが固まっちゃうから、まあ、老婆心ながらというか、念の為というか、そういうことです。

福本会長

はい、どうぞ。

諸富室長

あの確認だけの意味でお答え申しあげますが、今言われております4つにつきましては、これはあくまでも第3次の時の基本方針でございますので、平成14年の2月に制定いたしました。それ以前、13年の時にご協議をいただいておりますので、その時の第3次の基本方針の柱でございます。ですから先ほど申しましたように、13年当時の行政改革の住民に求められた部分のものが、大きく取り上げられているものの、基本方針となってるわけでございます。先ほど私が申しましたように、現在、平成17年度、国でもですね、新たなものを目指してですね、17年度中のものを作り上げたいという気持ちがございますし、それに順応して、それに応じたですね、市町村の取り組みが必要ではないかという考えを持っております。ですから、今回、4次につきましてはですね、まああの、先ほど検証いたしました中で、積み残されたものが数多くあるというお話を申しあげました。そのあたりは普遍的なもの、どうしてもこの部分についてはですね、1次であろうが、2次であろうが、3次であろうが、4次であろうが、5次であろうが、どうしてもやっていかなきゃいけないものはございます。そのあたりは当然、検討していただいておりますので、4次で新たにですね、基本計画の策定をお願いできればということでございます。以上です。

福本会長

もう質問ございませんか。よろしいですか。はい、どうぞ。

榊原委員

今ここで4つの第3次の基本方針が出されておりますけども、まあ、私が思うとですね、やはり2番3番。この2つに絞ったらいかがかなというふうに思うわけです。で、2番を実質的に進めていけば、当然、町民の視点に立った行政サービスがついてまわってきます。ですから住民と行政が協働して共に汗を流していけば、町民の視点に立った行政サービスが必ずついてまわってくる、というふうに思います。それからもう1つ、4番目の地方分権時代に対応した組織と人材育成。これもある意味では、町民との協働してやっていくいう中ですね、やはり人材の育成というのは、当然、図られてくると、町民に揉まれます。揉まれたら人は育ちます。揉まれんところで、いくら学問しようが、どうしようが、研修しようが、おそらく形だけの研修で終わってしまう。研修は研修、実際は実際というふうになってしまう。やはり仕事の上で揉まれるということが、人材育成の初めだというふうに思います。したがって、まあ、いくつか書けば書くだけ、実施項目いろいろ力が分散していきますけども、そうじゃなくて、できるだけ力を、焦点を絞ったほうがいいという考え方で、2、3の2つに絞ってはいかがかなという思いがしています。

福本会長

よろしいですか。あの、今言われたのはですね、第3次までの大綱なんですよ。それでそういったことをですね、踏まえて、行政側が推進本部を作りまして、そしてですね、4つの専門部会を作ったわけですよ。それがですね、4番ですね、資料16番の4番の 財政専門部会、 行政運営専門部会、 組織・機構専門部会、 施設専門部会。この4つですね専門部会を作りました。で、これはですね、この4つの方針がですね、4つの基本方針ということになるわけなんですよ。それでこのままですね、委員さん方のご了解を得られれば、この4つの基本方針が正式に今日決定するわけなんですよ。

榊原委員

これは、基本方針とは違うんじゃないですか。このいわゆる4番のその委員会を作るといのはですね、いわゆる中間答申の基本方針とは全然違うんじゃないですか。

諸富室長

先ほど説明申しあげましたようにですね、まず今、会長が申しました4つですね、専門部会を作らしていただくことは、1つご了解をいただきたいという形のもの、それとできましたら、この4つの専門部会に基本方針をいただければという気持ちです。例えば、財政専門部会におきましても触れますと、私どもの気持ちとしては持っているものを言いますとですね、危機を克服できる安定した財政基盤の確立に向けたものとか、そういう形で何か1つですね、基本方針を各専門部会にいただければ、と

いう形でご提案を申しあげたわけでございます。それで理解していただけましたでしょうか。あの、4つの専門部会というのは、会長が言われた4つの専門部会の設置について、まずお願いできますかという形ですねお話でございます。そして、それ以降のですね、基本方針をいただければ、それぞれ専門部会に1つずつ基本方針をいただければ、その基本方針と、先ほど申しました基本目標をもってですね、最終的な改革項目、かなり数が大きくなると思います。この改革項目に向けてですね、取組みをするような形の実施計画作りをしていきたいなという気持ちを持っております。以上です。

添田委員

ということは、第3次の大綱で出された基本方針、
は、それはそれとして
置きといて、新たに、4の から までの中で基本方針を作っていたきたいと。そういうことですね。だから、今回の目的が財政と行政。これの改革を主要目的として
るから、これに対しての専門部会を、こうこうこういうのに必要だったろうという考え方ですね。そういう意味に取れば良いわけですね。

福本会長

すいませんね。あのちょっと言葉が足らなかったようで。4つの部会を作りまして
ね、その中で基本方針を定めていくという形でございます。申し訳ございません。

ということは、この4つの部会でよございませぬかね。

「はい」という声

はい。ありがとうございました。じゃあですね、中間答申に盛り込む、具体的内容
につきましてはですね、次回の第3回目の推進委員会で協議したいと、こういうふう
に思っておりますので、ご異議ございませんでしょうか。

「なし」という声

ありがとうございます。

じゃあ、次ですね。議事でございます。4番のその他でございます。何かございま
したら。事務局、何かありますか。

事務局

事務局からはございません。

宮崎委員

ちょっといいですか。その専門部会を4つ作るということですが、それはこのスケ
ジュールとは別のものになるんですか。委員会そのものは、このスケジュールとは別
のものになるんですか。

事務局

これはですね、推進委員会と推進本部でキャッチボールをしながらやっていく段階です。と、先ほど説明をさせていただきましたけど、この専門部会というのは、推進本部の中で実際のいろいろな項目を作っていくという、そういう専門部会です。職員の段階で作業をしていく専門部会というものです。

福本会長

よろしいですか。じゃあ、あの、特にご質問がなければ、これで議事を全て終了させていただきます。次回の会議の開催日時につきまして、事務局の方から案がございませぬのでよろしく申し上げます。

五百路委員

ちょっとよろしいでしょうか。全然別のことなんですが、6月8日ですね、直方の方で、私の親類の葬儀がございまして、その日はちょうど直方の火葬場というのが、全然使用できなかったと。それで鞍手町の方に打診してみると、すると、鞍手町の方ではできませんと。そういう感じのご返答を受けたわけなんですが、それはいわゆる1市4町、1市2町が破綻になった関係があるんでしょうか。今までですね、そう言うことは全然なくて、例えばあの、北九州の方からですね、直方の方に火葬場の使用をすることができたんですが、今回に限って初めてらしいんですね。だからそういうのが、今回この合併が破綻になったことが関係するんだらうかと感じたので、ちょっと伺ってみますが。

福本会長

あの合併ですね、合併が破綻になったからといって、そういうことはないと思えますけども、所管の課長からご答弁願います。住民課長お願いいたします。

住民課長

お答えいたします。1市2町の破綻でそういうことになったということはありません。今、鞍手町にはですね、斎場には職員が2人おります。そのうち1人の方が病状で休んでおります。職員の方が1人で今やっておるわけですね、その関係で職員の方ですね、一応、お年を召しておられますしですね、それから、健康状態も考えましてですね、なるだけは、今のところ職員が2人体制になるまでは、極力、対外の方はご遠慮しているといえますか、そういう状況であります。それで従前は、そんなふうで問い合わせがあれば受けておりましたけどもですね、ちょっとそういう、1つは状況がこういう状況でありますので、それと友引の時もですね、中には町内の方につきましては、やはり優先的にしておりますし、町外の時も、もし空いていればお受けしておりましたけども、ちょっと職員の方が体調が不調でありますので、それで今そういうことで回っております。そういう事情であります。以上です。

福本会長

じゃあですね、次回会議の開催日につきまして、事務局から案を提示してください。

事務局

第3回目の会議の開催日程につきましてですが、様々な行事等がございます。そういったものを、ちょっと調整いたしまして、事務局といたしましては、7月7日木曜日10時から、この場所ということをお願いしたいと思います。

福本会長

よろしいですか。次回会議をですね、7月7日木曜日です。10時からということでございますのでよろしく願いいたします。以上をもちまして第2回の行財政改革推進委員会を閉会いたします。本当にありがとうございました。